

○本市では平成30年度より地区防災計画策定の取組みを支援しており、地域における避難行動要支援者の避難支援の課題が浮き彫りとなっていた。

こうした中、「令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」を踏まえ、市防災アドバイザーである片田教授の助言を受けながら、市防災・福祉部局に加え館林市社会福祉協議会も参画した合同ワーキンググループを令和2年度に発足し、現状と課題の洗い出し先進事例研究等を行う。

本年度も引き続き逃げ遅れゼロを目指し、個別避難計画作成の取組みを進めている。

○個別避難計画作成の取組みを通すことで、庁内関係部局や外部団体の連携も深まった。あわせて災害時要配慮者の災害時支援の問題について、関係者の関心が向くこととなり気運が高まったと考える。

○これまでは要支援者自身が避難先までの移動手段を考慮していなかったが、介護車両の手配等を含め災害時移動手段の確保をすることができた。

また、家族や地区の住人などに避難支援を依頼する過程で、災害時避難支援体制を構築できたのみでなく、平時の見守り体制も構築できた。

○個別避難計画は、作成後も実効性の伴ったものでなければ要支援者の犠牲を減らすことに直結しない。そのため、本市においては庁内ワーキンググループメンバーによる協議のみでなく、館林市社会福祉協議会への実地運用の依頼、その結果をフィードバックしての個別避難計画策定をすることとした。

また、連携先の館林市社会福祉協議会においては、地域住民の支援体制整備のため、地域住民相談支援包括化推進会議が設置され、地域の課題解決に向けて活動している。構成メンバーも多岐に渡っているため、今後ケアマネジャーに個別避難計画作成を委託するうえで問題等が生じた場合、本市も含めた要支援者の避難支援に必要な構成メンバーが集まり、解決を図っていくことを想定している。

あわせて、本市防災アドバイザーである片田教授に監修や助言をいただき、専門的見地からの意見を取り入れた計画づくりをした。

以上のように、庁内、庁外の様々なメンバーが参画する体制づくりをしたことで、多様な意見を反映した個別避難計画作成の取組みとすることができた。

○当初想定していたよりも避難支援者の確保に苦慮した。当初は民生委員や消防団の協力を得ることを想定していたが、避難支援者に関する調査及び依頼をした結果、協力を得るのは困難だということが判明した。

その理由として、「災害時においては本来の水防業務があるため、要支援者の避難支援に向かうことが難しい」、「自身も高齢者につき避難支援は非常に困難」、「責任を負いきれない」とする意見が挙げられた。

以上の調査を受け、避難支援者は避難支援についての責任を感じてしまい、避難支援を引き受けることに抵抗があるものと考えられる。その対応として、見守りや声掛けなどの緩やかな避難支援を依頼することや、複数の支援者による避難支援体制を構築するなど、避難支援に伴う責任が個人に偏りすぎないように対応も検討していきたい。

○令和4年度は、関係機関との協議を継続し避難支援者の確保に向けた取組みを進めるほか、地区防災計画の進捗に合わせる形で、要支援者の家族や親類縁者なども含め多角的に避難支援者を確保していく方策を検討していきたい。

①先進自治体の事例研究を行い、資料や情報の収集をすると同時に、課題を抽出する。



②個別避難計画作成の主管部局を決定するほか、庁内の業務所管を決めるため、関係部局によるワーキンググループ等を結成し、体制づくりに向けた協議を行う。必要に応じて外部機関へ参画を依頼し、庁内外の連携体制を構築。防災部局と福祉部局がこまめに協議を重ね、互いの立場を理解し合い、一人の犠牲者も出さないという目標に向かって連携を図った。



③ワーキンググループ内で、取組方針や個別避難計画の様式作成に関する協議を行う。



④（地区防災計画策定地区のみ）地区版の個別避難計画である「お助け名簿」の情報から、公助による支援を必要とするか確認する。



⑤避難支援者の確保に向けて、関係機関と協議を行う。



⑥福祉事業所向け説明会を開催し、福祉専門職等に個別避難計画作成を委託する。